

改正

平成29年9月20日改正第112号

東北学院大学教育研究助成金等規程

(目的)

第1条 この規程は、東北学院大学（以下「本学」という。）の教育研究助成金等の取扱いについて必要な事項を定め、本学における教育研究の進展を図ることにより、社会の発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「教育研究助成金等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 研究奨励金 学会、財団等から採択された研究に対する奨励金

(2) 教育研究寄付金 企業等から本学の教育研究活動を支援する目的で受入れる寄付金

2 この規程において「寄付者等」とは、教育研究助成金等を寄付する財団、企業等をいう。

3 この規程において「研究代表者」とは、教育研究助成金等による教育研究の遂行に責任を負う研究者をいう。なお、本学附置の研究所への教育研究助成金等の場合は、当該研究所の責任者が研究代表者となる。

4 この規程において「直接研究費」とは、教育研究助成金等の額から一般管理費を差し引いた額であって、研究代表者が直接使用することができる研究経費のことをいう。

5 この規程において「一般管理費」とは、直接研究費の使用に伴う事務管理料及び施設使用料として本学が徴収する費用をいう。

(受入基準)

第3条 教育研究助成金等の受入れは、本学の教育・研究上有意義であり、かつ、本来の教育・研究に支障を生ずる恐れがないと認められる場合に限る。

(受入条件)

第4条 教育研究助成金等の受入条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 助成目的、研究代表者及び助成金額を教育研究助成金等申込書（別紙様式1）に明記すること。

(2) 寄付者等は、定められた期日までに指定された口座に入金しなければならないこと。

(3) 受入れた教育研究助成金等は、原則として返金しないこと。

(成果報告)

第5条 研究成果報告は、原則として求めない。ただし、教育研究助成金等の趣旨に基づき研究成果報告を求められた場合は、この限りでない。

(一般管理費の額)

第6条 教育研究助成金等の一般管理費の額は、助成金額の5%に相当する額を標準とする。

(直接研究費の使用)

第7条 直接研究費の使用は、東北学院大学における研究活動上の不正行為防止に関する規程に従う。

(研究代表者)

第8条 研究代表者は、本学専任の教職員が就任しなければならない。

2 特別の事情がある場合は、前項の定めに関わらず、学長の承認を得て客員教授等を研究代表者とすることができる。

(申込方法)

第9条 教育研究助成金等の申込みは、寄付者等が研究代表者を通じ、学長へ教育研究助成金等申込書(別紙様式1)を提出しなければならない。

(受入れの決定及び契約)

第10条 学長は、教育研究助成金等の受入れを認めたときは、教育研究助成金等受入承諾書(別紙様式2)を寄付者等へ提出する。

(会計)

第11条 直接研究費は、学校法人東北学院経理規程及び学校法人東北学院経理規程施行細則に基づいて会計処理を行う。

(事務)

第12条 教育研究助成金等の受入れに関する事務は、土樋キャンパスにおいては総務部研究機関事務課、多賀城キャンパスにおいては庶務・会計・宗教系の協力の下に実験実習指導・教育研究支援係、泉キャンパスにおいては庶務・会計・宗教係において処理するものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、研究環境改善推進委員会の発議により、教授会の議を経て学長が行い、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成26年11月19日から施行する。

附 則（平成29年 9 月20日改正第112号）

この規程は、平成29(2017)年 9 月20日から施行し、平成29(2017)年 4 月 1 日から適用する。

別紙様式 1（第 4 条・第 9 条関係）

別紙様式 2（第10条関係）